

『対馬市新型インフルエンザ等対策行動計画』の概要

【これまでの経緯】

- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年（2024年）7月に国が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）」を抜本的に改定
- 令和7年（2025年）3月に県が「長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）」を改定
- 政府行動計画、県行動計画の改定を踏まえ、平成26年（2014年）11月に策定されていた「対馬市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）」を改定

【改定のポイント】

① 平時の準備の充実

- ・平時から実効性のある訓練等を実施し、対応体制の点検・改善を行う。
- ・感染症発生時の医療・検査態勢の立ち上げを迅速に行う。

② 対策項目の拡充

- ・前計画の6項目から8項目に拡充。
- ・新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見等を踏まえ、記載を充実。

③ 幅広い感染症への対応と柔軟かつ機動的な対策の切り替え

- ・新型インフルエンザ・新型コロナウイルス以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理。
- ・医療提供体制の整備やワクチン・治療薬の普及など、状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえて、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

前 計 画		新 計 画	
1	実施体制	1	実施体制
2	情報提供・共有	2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション
3	予防・まん延防止	3	水際対策
4	予防接種	4	まん延防止
5	医療	5	ワクチン
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	6	保健
		7	物資
		8	市民生活及び地域経済の安定確保

【基本的な方針】

市は、国からの要望や要請を受けて、業務継続計画に基づく対応や、学校の臨時休業等の社会活動制限による対応と市民の行動抑制の普及を通じて、感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせるとともに、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

◎ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

◎ 市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小化する

今回の改定では、新型コロナウイルスへの対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた、幅広い感染症による危機に対応できるよう対策の選択肢を示すもの。

【基本的な考え方】

1. 発生前の段階（準備期）では、市民に対する啓発や、予防接種の体制整備等など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。
2. 国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、国、県の動向を踏まえながら直ちに、初動対応の体制に切り替える。
3. 発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、感染リスクのおそれのある者の外出自粛、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑える。
4. 常に新しい情報を収集し、情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替える。
5. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

【留意事項】

1. 平時から発生に備えた事前の準備を周到に行いつつ、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。
2. 情報提供・共有により、市民の生命及び健康の保護と、市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。
3. 感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等は人権侵害であり、あってはならないもので防止すべき課題。市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。
4. 対馬市新型インフルエンザ等対策本部は、関係機関と相互に緊密な連携を図りつつ、対策を総合的に推進する。また、必要に応じて、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する

【役割分担】

1. 国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組むとともに、ワクチンや治療薬等の開発や確保を推進する。また、地方公共団体等が行う感染症対策を支援し、また基本的な情報の提供や共有を行う。
2. 県は、医療提供体制を整備することや、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について計画的に準備を行う。
3. 市は、市民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援等、的確に対策を実施し、対策の実施に当たっては、県（保健所を含む）、医師会、医療機関等と緊密な連携を図る。
4. 医療機関は、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められ、また地域の関係機関との連携を進めることが重要である。
5. 事業者及び市民は、平時から健康管理に加え、基本的な感染対策、また、マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める必要がある。

【対策項目】 ※新規項目

① 実施体制

本編19頁～

- ・国、県等との関係機関の連携強化及び人材確保や育成、実践的な訓練による対応力強化。
- ・必要に応じて人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- ・政府対策本部等が設置された場合は市警戒本部を設置し、さらに緊急事態宣言が発出された場合は、直ちに市対策本部を設置する。必要があると認めるときは県等に対して応援を求め、また対策に必要な財源を確保する。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション※

本編22頁～

- ・平時から感染症に関する普及啓発、情報提供、共有を実施する。
- ・発生時には、科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供し、相談窓口等を設置する。
- ・市民に対して必要な情報提供・共有及びリスクコミュニケーションを行う。

③ 水際対策※

本編25頁～

- ・国が行う検疫措置等への協力など、平時から国及び県等との連携を強化する。
- ・国が水際対策の強度を切り替えることに注視し、適切に対応する。

④ まん延防止

本編28頁～

- ・換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
- ・感染リスクが高まる場所等への外出自粛、施設の使用制限や休校の要請等を行う。

⑤ ワクチン※

本編29頁～

- ・県、医師会、医療機関等と緊密に連携し、接種体制の構築に係る訓練を平時から行う。
- ・接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築を行う。
- ・予防接種に係る情報について市民への周知や共有を行い、また接種記録の適切な管理を行う。

⑥ 保健※

本編39頁～

- ・県との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。
- ・リスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。
- ・県が実施する患者への健康観察や必要なサービスの提供に協力する。

⑦ 物資※

本編41頁～

- ・平時から感染症対策物資等を備蓄する。

⑧ 市民生活及び地域経済の安定確保

本編42頁～

- ・支援に係る行政手続き、給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。
- ・市民等に対し、感染症の発生に備え、マスク等の衛生用品、生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。
- ・まん延の防止に関する措置により影響を受けた市民や事業者に対し、必要な措置を講じる。

△リスクコミュニケーション

行政、専門家、企業、市民などが、健康や環境、安全に関わるリスクに関する情報や意見を相互に交換し、共有・理解を深めるプロセス。

具体的には、専門機関やメディアが科学的根拠（エビデンス）に基づいたリスクの大きさ（感染確率や重症化率など）と予防策（マスク、手洗い、ワクチン接種など）を公開し、市民が適切な判断を下せるように情報を共有する、等。